女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために 1999

年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准してい

ます。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃

委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見

解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な

手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的

な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割である

ことは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をは

じめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約

選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020 年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的

遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣

に検討をすすめる」としています。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長